(2)　2に規定する設備、機械、自動車及び資材の現地購入に関する付加価値税を含む租税及び課徴金の免除

(3)　協力隊員の携帯荷物、身回品、家財及び消費財の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除

(4)　協力隊員に対して国外から送金される2に規定する生活手当に対して又はこれに関連して課される所得税を含む租税及び課徴金の免除

(5)　必要な医療施設が確保された医療を受ける便宜の提供

(6)　スワジランド王国政府により与えられる任務を遂行するために協力隊員が所在する場所における無料の基本的家具付住居施設

(7)　協力隊員の任務の遂行に必要な無線通信機の設置及び使用の許可

(8)　協力隊員の任務の遂行に必要な全ての政府機関の協力を確保するための身分証明書の発給

(9)　協力隊員の任期中、スワジランド王国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することに対する許可、外国人登録要件に係る手続のための便宜の提供並びに領事手数料の免除

(10)　任務の遂行のため自動車を運転する必要のある協力隊員に対する自動車運転免許証の取得のための便宜の提供

(11)　協力隊員の任務の遂行に必要なその他の措置

5

(1)　スワジランド王国政府は、ＪＩＣＡがスワジランド王国において海外事務所（以下「ＪＩＣＡ事務所」という。）を開設し、及び維持することを認め、また、日本国から派遣されて計画に基づく活動に関連してＪＩＣＡにより与えられる任務をスワジランド王国において遂行する駐在調整員（以下「調整員」という。）を受け入れる。

(2)　スワジランド王国政府は、調整員及びその家族並びにＪＩＣＡ事務所に対し、次の特権、免除及び便宜を与える。

(a)　調整員及びその家族に対し、

(i)　調整員及びその家族の携行荷物、身回品、家財、消費財並びに調整員一名につき一台及びその家族につき一台の自動車の輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除

(ii)　調整員に対して国外から送金される給与及び手当に対して又はこれらに関連して課される所得税を含む租税及び課徴金の免除

(iii)　スワジランド王国に自動車を輸入しない調整員及びその家族に対し、当該調整員及びその家族が自動車を現地購入する場合には、調整員一名につき一台及びその家族につき一台の自動車に対して課される付加価値税を含む租税及び課徴金の免除

(iv)　(i)及び(iii)に規定する自動車の登録料の免除

(v)　自動車運転免許証の取得のための便宜の提供

(vi)　調整員に対するその任務の遂行に必要な無線通信機の設置及び使用の許可

(vii)　調整員に対するその任務の遂行を容易にするための身分証明書及び協力隊員を送迎するために空港に出入国手続地点を越えて入るための特別通行証の発給

(viii)　調整員の任期中、スワジランド王国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することに対する許可、外国人登録要件に係る手続に関する便宜の提供並びに領事手数料の免除

(ix)　調整員に対するその任務の遂行に必要なその他の措置

(b)　ＪＩＣＡ事務所に対し、

(i)　ＪＩＣＡ事務所の活動に必要な設備、機械、自動車及び資材の輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除

(ii)　ＪＩＣＡ事務所の活動に必要な設備、機械、自動車及び資材の現地購入に関し、付加価値税を含む租税及び課徴金の免除

(iii)　国外から送金されるＪＩＣＡ事務所の経費に対して又はこれに関連して課される所得税を含む租税及び課徴金の免除

(3)　(2)に規定する自動車が、その後スワジランド王国内において、租税（関税を含む。）の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車に対してそれらの租税（関税を含む。）が課される。

6　スワジランド王国政府は、協力隊員、調整員及びその家族並びにＪＩＣＡ事務所に対し、スワジランド王国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関のボランティア、駐在調整員及びその家族並びに事務所に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

7　スワジランド王国政府は、スワジランド王国に滞在する協力隊員、調整員及びその家族の安全を確保するために、必要な措置をとる。

8　スワジランド王国政府は、協力隊員の任務の遂行に起因し、その任務の遂行中に発生し、又はその任務の遂行に関連する当該協力隊員に対する請求について責任を負う。ただし、そのような請求が協力隊員の重大な過失又は故意から生じたことについて両政府が合意する場合は、この限りでない。

9　両政府は、スワジランド王国における計画の実施を成功させるため随時協議する。

10　この了解は、両政府間の相互の書面による合意により修正することができ、また、いずれかの政府が他方の政府に対しこの了解を終了させる意思を六箇月前に書面によって通告することにより終了させることができる。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をスワジランド王国政府に代わって確認される殿下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が殿下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに殿下に向かって敬意を表します。

二千十五年六月十八日にムババーネで

スワジランド王国駐在

日本国特命全権大使　廣木重之

スワジランド王国

経済企画・開発大臣

シュラングセンピ・ドラミニ殿下

（スワジランド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をスワジランド王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年六月十八日にムババーネで

スワジランド王国

経済企画・開発大臣

シュラングセンピ・ドラミニ

スワジランド王国駐在

日本国特命全権大使　廣木重之閣下

○外務省告示第二百三十二号

平成二十七年四月十四日（ニューヨーク時間）、国際連合安全保障理事会において、イエメンに対する制裁措置の追加等を内容とする決議第二千二百十六号が採択された。

平成二十七年七月六日

外務大臣　岸田　文雄

二千十五年四月十四日に国際連合安全保障理事会がその第七千四百二十六回会合において採択した決議第二千二百十六号（二千十五年）

安全保障理事会は、

決議第二千十四号（二千十一年）、同第二千五十一号（二千十二年）、第二千百四十号（二千十四年）、第二千二百一号（二千十五年）及び第二千二百四号（二千十五年）並びに二千十三年二月十五日、二千十四年八月二十九日、及び、二千十五年三月二十二日の議長声明を想起し、

「イエメン及びその人々をホーシー派による継続的な侵略から保護するために、湾岸協力理事会（以下「ＧＣＣ」という。）及びアラブ連盟に対し、軍事介入を含む必要なあらゆる手段及び措置による支援の即時の提供を要請」したことを安全保障理事会議長に通達したイエメン大統領の書簡を伝達した、イエメン常駐代表発国際連合宛の二千十五年三月二十四日付の書簡に留意し、バーレーン王国、クウェート、カタール、サウジアラビア王国及びアラブ首長国連邦の常駐代表による書簡を伝達したカタール常駐代表発の二千十五年三月二十六日付の書簡（Ｓ／二千十五／二百十七）に留意し、

イエメンにおける進捗に関する第二十六回アラブ連盟首脳会議における決議を想起し、特に、ＧＣＣイニシアチブ及び実施メカニズム並びに包括的な国民対話会議の成果に従い、イエメンの全ての当事者が参画するイエメンの政権移行プロセスの再開の必要性を強調し、